(b)　締約国の領域外における民間投資を支援する金融サービス。ただし、当該金融サービスが次のいずれかに該当する場合に限る。
(i)　商業的な融資を代替することを意図するものでないもの
(ii)　商業的な市場において得られる同等の金融サービスの条件よりも有利でない条件で提供されるもの
(c)　アレンジメントに適合する条件で提供される金融サービス。ただし、当該金融サービスの提供がアレンジメントの適用対象である場合に限る。

7　第十三・五条の規定は、第八・六条2に定める分野については、適用しない。

8　第十三・五条の規定は、締約国の国有企業、特別な権利又は特権を付与された企業又は指定独占企業が次の措置に基づいて物品又はサービスの購入及び販売を行う限度において、適用しない。
(a)　締約国が維持し、継続し、更新し、改正し、又は修正する第八・十二条1及び第八・十八条1の規定に基づく適合しない現行の措置であって、附属書八―B附属書Ⅰの自国の表に記載するもの
(b)　締約国による第八・十二条2及び第八・十八条2の規定に基づく適合しない措置であって、附属書八―B附属書Ⅱの自国の表に記載する分野、小分野又は活動に関するもの

第十三・三条　世界貿易機関設立協定との関係

両締約国は、千九百九十四年のガット第十七条1から3までの規定、千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第十七条の解釈に関する了解並びにサービス貿易一般協定第八条1、2及び5の規定に基づく権利及び義務を確認する。

第十三・四条　一般規定

1　この章のいかなる規定も、締約国が国有企業を設立し、若しくは維持すること、特別な権利若しくは特権を企業に付与すること又は独占企業を指定することを妨げるものではない。ただし、この1の規定は、この章の規定に基づく各締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

2　いずれの締約国も、国有企業、特別な権利又は特権を付与された企業又は指定独占企業がこの章の規定に反する態様で活動することを要求し、又は助長してはならない。

第十三・五条　無差別待遇及び商業的考慮

1　各締約国は、自国の国有企業、特別な権利又は特権を付与された企業又は指定独占企業の各企業が商業活動に従事する場合には、当該各企業が次のことを行うことを確保する。(注)

注　この1の規定は、他の企業への資本参加の手段として国有企業、特別な権利又は特権を付与された企業又は指定独占企業が行う株式、出資その他の形態の持分の購入又は販売については、適用しない。

(a)　物品又はサービスの購入又は販売に当たり、商業的考慮に従って行動すること（当該各企業がその公共サービスの任務の条件を(b)又は(c)の規定に反しない態様で満たす場合を除く。）。
(b)　当該各企業による物品又はサービスの購入に当たり、
(i)　他方の締約国の企業によって提供される物品又はサービスに対し、自国の企業によって提供される同種の物品又はサービスに与える待遇よりも不利でない待遇を与えること。
(ii)　第八・二条(c)に定義する対象企業によって提供される物品又はサービスに対し、自国内の関連市場において自国の企業家の企業によって提供される同種の物品又はサービスに与える待遇よりも不利でない待遇を与えること。
(c)　当該各企業による物品又はサービスの販売に当たり、
(i)　他方の締約国の企業に対し、自国の企業に与える待遇よりも不利でない待遇を与えること。
(ii)　第八・二条(c)に定義する対象企業に対し、自国内の関連市場において自国の企業家の企業に与える待遇よりも不利でない待遇を与えること。

2　1(b)及び(c)の規定は、国有企業、特別な権利又は特権を付与された企業又は指定独占企業が、次のことを行うことを妨げるものではない。
(a)　異なる条件（価格に関する条件を含む。）で物品又はサービスを購入し、又は販売すること。ただし、当該異なる条件が商業的考慮に従って定められる場合に限る。
(b)　物品又はサービスの購入又は販売を拒否すること。ただし、その拒否が商業的考慮に従って行われる場合に限る。

第十三・六条　規制の枠組み

1　両締約国は、関連する国際的な基準（特に、ＯＥＣＤの国有企業の企業統治に関するガイドラインを含む。）を尊重し、及び最大限に利用する。

2　各締約国は、自国が設立し、又は維持する規制機関その他の規制上の権限を行使する機関が、当該機関によって規制されるいずれの企業からも独立しており、当該機関によって規制されるいずれの企業に対しても責任を負わず、及び当該機関によって規制される全ての企業（国有企業、特別な権利又は特権を付与された企業及び指定独占企業を含む。）に関して同様の状況において公平に(注1)行動することを確保する。(注2)

注1　当該機関が自己の規制上の権限を行使する際の公平性については、当該機関の一般的な慣行に照らして評価する。
注2　両締約国が第八章の規定において当該機関に関する特定の義務に合意した分野については、同章の関連する規定が優先する。

3　各締約国は、国有企業、特別な権利又は特権を付与された企業及び指定独占企業について、一貫性があり、かつ、差別的でない態様で自国の法令を適用する。

第十三・七条　情報交換

1　一方の締約国は、この協定の効力発生の日の後六箇月以内に、中央政府(注)の段階における自国の国有企業（第十三・一条(h)(iv)に規定する国有企業を除く。）の一覧表を他方の締約国に提供し、又は公式ウェブサイトにおいて公に入手可能なものとし、その後は、当該一覧表を毎年更新する。

注　この1の規定において「中央政府」とは、次の政府をいう。
(a)　英国については、英国政府
(b)　日本国については、日本国政府

2　一方の締約国は、独占企業の指定及びその指定の条件を他方の締約国に対して速やかに通報し、又は公式ウェブサイトにおいて公に入手可能なものとする。

3　一方の締約国は、この章の規定に基づいて生ずる自国の利益が、他方の締約国の国有企業、特別な権利又は特権を付与された企業又は指定独占企業（以下この条において「事業体」という。）の商業活動によって悪影響を受けていると信ずるに足りる理由がある場合には、他方の締約国に対し、この章の規定の実施に関連する当該事業体の商業活動についての情報を4の規定に従って提供するよう書面により要請することができる。

4　要請を受けた締約国は、次に掲げる情報を提供する。ただし、当該要請が、事業体の活動が当該要請を行った締約国の利益であってこの章の規定に基づいて生ずるものにどのように影響を及ぼしていると考えられるかに関する説明を含み、かつ、次に掲げるいずれの情報を提供するかについて明示する場合に限る。
(a)　当該事業体の組織的構成及び当該事業体の取締役会その他これに相当する経営体の構成
(b)　当該事業体について、要請を受けた締約国又はその国有企業、特別な権利又は特権を付与された企業若しくは指定独占企業が累積的に所有する株式の割合及び累積的に保有する議決権の割合
(c)　特別の株式又は特別の議決権その他の権利（当該権利が当該事業体の一般的な普通の株式に附属する権利と異なる場合に限る。）であって、要請を受けた締約国又はその国有企業、特別な権利又は特権を付与された企業若しくは指定独占企業が保有するものに関する概要
(d)　当該事業体を規制する政府の部局又は公的機関の概要、当該政府の部局又は公的機関が当該事業体に課する報告に関する義務の概要並びに可能な場合には上級の役員及び取締役会その他これに相当する経営体の構成員の任命、解任又は報酬に関して当該政府の部局又は公的機関が有する権利及び慣行